

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。  
本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年4月から6月にかけて、職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。
- 2 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。  
本年の職種別民間給与実態調査の結果、月例給については、職員給与が民間給与を僅かに下回ったものの、その較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。また、特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が民間の支給割合を上回っていることから、引下げを行うこととしました。
- 3 新型コロナウイルス感染症や自然災害など厳しい状況の中、県民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務に取り組んでいる職員の皆様に対し心からの敬意を表します。困難な状況ではありますが、引き続き職務に精励されるようお願いいたします。
- 4 県は、昨年3月に新たな総合戦略である「島根創生計画」を策定し、コロナ対策とともに着実な計画の推進に取り組んでいます。  
県民の皆様の期待と信頼に応え、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を実現するためには、職員一人一人が高い気概と使命感をもって、その能力を最大限に発揮することが重要です。  
このため、今回の報告において、多様で有為な人材の確保に更に努めるとともに、長時間勤務の是正をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進及び女性職員の活躍推進など、職場環境の改善を含め人事管理上の諸課題に対して鋭意取り組んでいく必要があることを言及しました。
- 5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。県議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。
- 6 県民の皆様におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇と人材確保を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

令和3年10月12日

島根県人事委員会  
委員長 本間 恵美子